ないか。

- b) 医療従事者以外の者が調査・評価委員会に参加することは、専門的な話は分から なくとも、議論の監視役として必要である。また、専門用語について質問するこ とで、遺族にとって分かりやすい報告書をまとめる上での役割を果たせるのでは ないか。
- c) 調査・評価委員会に、第三者として医療従事者以外の法律家等が加わることも必要であるが、まずは、医療従事者の世界において、互いに公正な調査・評価を行うという倫理規範が確立されることが重要である。それが実現されなければ、遺族の納得が得られないのではないか。
- d) 死因究明を行うには解剖だけではなく、関係者からの聞き取りやカルテの精査等 が不可欠であり、十分なスタッフが必要である。

【遺族の参加】

- a) 遺族の参加については、以下の三つの場面が考えられる。
 - 調査・評価過程
 - ② 調査・評価委員会
 - ③ 調査組織の運営
- b) 調査・評価過程(上記 a ①) においては、聞き取り調査や質問等の形での参加を 遺族に保障しておく必要がある。また、調査・評価の進捗状況等を遺族に伝える とともに、遺族の思いを受け止め、調査組織と共有する役割を担う者が必要であ る。
- c) 調査・評価委員会(a②)に遺族が参加することにより、十分な議論がしにくい 状況が生まれることが考えられる。また、当事者が評価に加わることにより、そ の評価は、客観性・公正性を欠いたものとなりかねない。そのため、調査・評価 委員会に当事者たる遺族が参加することは望ましくない。
- d) 当事者たる遺族が参加しなくとも、例えば、遺族が信頼のおける第三者や、遺族の気持ちを十分汲み取ることができる立場の者が、調査・評価委員会に参加することで、遺族の納得や理解が得られるのではないか。
- e) 遺族が調査・評価委員会に参加したいと望む背景には、「調査組織は果たして信頼できるものなのか」という疑念がある。中立性・公正性が確保された信頼できる調査組織であれば、遺族は自ら参加しなくてもよいと思えるのではないか。
- f) 遺族の立場を代弁する者等の調査組織の運営(a③)への参加・関与の在り方も 検討すべきではないか。